

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会  
第11回会議（平成22年12月17日開催）議事要旨

1 議事概要

研究会委員から、「検視・検案における画像検査利用に関する法医学からの提言」が紹介された。

【討議】

最終取りまとめに向けて論点整理が行われ、

- ・ 制度の目的
- ・ 検視・死体見分
- ・ 検案
- ・ 解剖

等の項目について討議が行われた。

制度の目的に関しては、

- ・ 主たる目的は、犯罪死の見逃し防止であり、従たる目的として公衆衛生に資するということにすべきでないか。
- ・ 犯罪死の見逃しを防止するためには、適正に死因を究明することが必要である。また、適正に死因を究明することが公衆衛生の向上にも資するという点ではどうか。

検視・死体見分に関しては、

- ・ 入り口の段階で、検視と死体見分に分かれることが問題である。すべての死体に対して十分な検査や捜査が行われるように手続を改めるべきである。
- ・ 検視や死体見分を一本化することに関しては、刑事訴訟法との関係もあり、容易に結論は出せない。慎重に検討すべきである。

検案に関しては、

- ・ 法医学的な知見を有する検案医を確保する具体的な方策が必要である。
- ・ 検案に簡易薬物検査や死後画像検査などの法医学的検査を導入して高度化を図るべきである。
- ・ 現在の警察医は、地域臨床医の傍ら検案を行っており、業務負担も大きい。実際のところ、辞めたいと思っている人も多いはずである。一方、専門医を確保するには大変である。移行期にどの程度の医師をどのように確保するか施策を工夫する必要がある。
- ・ CT検査等の死後画像検査についても、位置づけをはっきりさせることが必要である。

解剖に関しては、

- ・ 全国一律に解剖率を向上させるための制度設計が必要である。
- ・ 遺族の承諾なしで解剖ができる制度が必要である。
- ・ 新しい解剖制度を作るとすれば、現在の監察医制度をどうするのか検討が必要である。
- ・ 現在行っている司法解剖の運用を拡大することで対応できないか。

その他

- ・ 薬毒物の標準品の輸入等の規制について実情を確認してほしい。
- ・ 生前の歯科所見のデータベースを構築するには、膨大な経費と手間も必要になる。現実的な制度を考える必要がある。
- ・ 今後、新たな死因の究明に関する法律や死体解剖保存法の一

部改正が必要になるのではないか。  
等、それぞれの項目について意見が述べられた。

## 2 その他

次回会議は、平成23年1月28日（金）開催